

## NURO スマートホーム スタートプラン ご利用規約

「NURO スマートホーム スタートプラン」（以下「本サービス」といいます）は、ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社（以下「弊社」といいます）が提供するサービスであり、別途弊社が定める条件を満たすNUROサービスの会員の方または弊社が別途指定する第三者（以下「特定電気通信事業者」といいます）が提供する電気通信サービスを利用の方（以下「会員」といいます）がご利用いただけます。本サービスをご利用いただく方は、「NURO スマートホーム スタートプラン ご利用規約」（以下「本規約」といいます）を必ずお読みの上、ご同意ください。

### 第1条（定義）

本規約において、次に掲げる用語は、それぞれ次の意味で使用します。

- (1) 「契約者」とは、本規約に同意のうえ、弊社所定の手続きに従って本サービスの利用を申込み、弊社がこれを承諾した本サービスを利用する資格を有する会員をいいます。
- (2) 「利用資格者」とは、契約者の有する本サービスの利用資格に基づいて、本サービスを利用できる個人をいい、本規約において、契約者とあわせて「契約者等」といいます。
- (3) 「本サービス利用契約」とは、会員が本規約に同意することで弊社との間で成立する本サービスに関する利用契約をいいます。
- (4) 「諸規定等」とは、弊社が別途定める本サービスに関する詳細等を定めた規定（注意事項等を含みます）、サービスの仕様に関する定め等をいいます。
- (5) 「接続サービス」とは、弊社または特定電気通信事業者が提供する各種インターネット接続サービスのうち、別途弊社が定めるものをいいます。
- (6) 「レンタル機器」とは、弊社が契約者に貸与する本サービスの利用に必要なスマートハブおよびスマートタグ等の各種機器をいいます。
- (7) 「宅配ボックス」とは、弊社が契約者に売り渡す、契約者等に送付された宅配便等を受け取るための設備をいいます。
- (8) 「追加機器」とは、契約者がレンタル機器としてのスマートタグに加えて買い受けを希望し、弊社が契約者に売り渡す、スマートタグをいいます。
- (9) 「設置先」とは、契約者が弊社に届け出たレンタル機器および宅配ボックスが設置される契約者等が居住する場所をいいます。
- (10) 「スマートフォンアプリ」とは、本サービスを利用するため必要な、弊社が提供するAndroid OSおよびiOS上で動作するアプリケーションをいいます。

### 第2条（本サービス内容）

1. 本サービスは、宅配ボックスの提供、設置先の宅配ボックス内に取り付けられたレンタル機器による当該宅配ボックスの開閉の検知および通知、契約者等の占有物に取り付けられたレンタル機器または追加機器による契約者等の家族の帰宅または外出の通知等を行うサービスから構成され、本サービスのご利用にはスマートフォンアプリが必要です。
2. 本サービスは、接続サービスのオプションサービスであり、会員のみが利用できるサービスです。
3. 契約者は、本サービスの利用にあたり、レンタル機器を設置先の玄関などに配置し、当該レンタル機器がWi-FiまたはBeacon信号を介してインターネット回線と接続されていることおよびスマートフォンアプリの利用の確認が必要です。

4. 契約者は、設置先の建物の権利者等にレンタル機器および宅配ボックス等が設置されることについて、あらかじめ承諾を得る必要があります。
5. 本サービスにおける設置先は、日本国内に限ります。ただし、沖縄県および一部離島は除きます。

### 第3条（本サービス利用および設備等）

1. 契約者は、本サービスの利用にあたり、本規約、諸規定等、並びに弊社が別途定める本則および各個別規定からなるNUROサービス会員規約または特定電気通信事業者が定める規約（以下「会員規約等」といいます）に従って本サービスを利用するものとし、利用資格者に会員規約等を遵守させるものとします。
2. 本規約に定める内容と諸規定等に定める内容が異なる場合には、諸規定等に定める内容が優先して適用されるものとします。

### 第4条（利用条件）

本サービスの契約者は、以下に定める者のみとします。

- (1) 弊社または特定電気通信事業者との間で接続サービスの利用契約を締結していること（個人に限ります）。
- (2) 本サービスの利用開始時までに接続サービス回線が開通（接続サービス毎に会員規約等に定める「サービス利用開始日」に該当することをいいます。以下同じとします）していること。
- (3) 会員本人であること（本人の会員属性に紐づく家族会員を除きます）。

### 第5条（契約の成立）

1. 本サービスの利用契約は、本サービスの利用を希望する会員が本規約および諸規定等に同意のうえ、弊社所定の手続に従って本サービスの申込みを行い、弊社が当該申込みを承諾した時点（以下「契約成立日」といいます）をもって成立するものとします。
2. 本サービスのサービス提供開始日は、設置先にレンタル機器および宅配ボックスが設置された日とします。

### 第6条（申込の不承諾）

前条の規定にかかわらず、弊社は、次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスの申込みを承諾しないことがあります、またその理由について一切開示義務を負わないものとします。

- (1) 第2条第4項に定める設置先の土地または建物の権利者がレンタル機器および宅配ボックスが設置されることを承諾していないことが判明したとき。
- (2) 日本国外からの申込みであるとき。
- (3) レンタル機器の設置先が日本国外または沖縄県および一部離島であるとき。
- (4) 本サービスの利用を希望する申込者と契約者が異なることが判明したとき。
- (5) 第25条の定めに違反するとき、またはそのおそれがあるとき。
- (6) 弊社の業務の遂行上または技術上支障をきたすと、弊社が合理的に判断したとき。
- (7) その他弊社が適当でないと合理的に判断するとき。

### 第7条（設備等の準備）

1. 契約者は、レンタル機器、追加機器および宅配ボックスの設置にあたり、通信機器、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となる機器の準備、設置、接続および設定、回線利用契約の締結およびアクセスポイントへの接続、インターネット接続サービスへの加入並びにその他自己が契約する本サービスのプランに必要な準備を、自己の費用と責任において行うものとします。

- 弊社は、契約者等が本サービスを利用するためには、通信機器、ソフトウェアおよびこれらに付随して必要となる全ての機器との互換性を確保するために、弊社の管理する設備、システムまたはソフトウェアを改造、変更若しくは追加等、本サービスの提供方法を変更する義務を負わないものとします。

## 第8条（本サービスの利用）

- 本サービスは、契約者等のみが利用できるものとします。なお、契約者は、利用資格者の作為または不作為につき、自らのものとして弊社に対し責任を負うものとします。
- 本サービスの利用に関連して、契約者等が、第三者若しくは弊社に対して損害を与えた場合、または契約者等と第三者との間で紛争が生じた場合、当該契約者等は、自己の費用と責任において、かかる損害を賠償またはかかる紛争を解決するものとします。

## 第9条（本サービスの利用期間）

- 本サービスの利用期間は、弊社が本サービスの利用開始日として通知した日（以下「利用開始日」といいます）から第12条に定める解除日または第13条に定める解約日までとします。
- 本サービス利用契約には契約継続期間があり、当該期間は利用開始日が属する月から2年間となります。
- 契約者が本サービスの契約継続期間の満了月以外の暦月に本サービス利用契約を解約しない場合、本サービスの契約継続期間の満了月の翌月を始期とした同じ長さの新たな契約の契約期間が自動的に設定されるものとし、以降も同様に更新されるものとします。
- 契約者は、契約継続期間中（契約継続期間の満了月を除きます）に第10条第4項、第12条または第13条により本サービス利用契約が終了した場合は、弊社に対し別紙の料金表の6.で規定する解除手数料を支払うものとします。ただし、弊社が、別に定める場合はこの限りではありません。

## 第10条（契約者等の氏名等の変更、設置場所およびプランの変更）

- 契約者は、契約者等の氏名、住所、利用料金の支払方法等、契約者が弊社に届け出た情報に変更がある場合には、弊社が定める方法により速やかにその旨を弊社に届け出るものとします。なお、契約者は、当該届け出がない場合に、弊社が本サービスを提供しない場合があることをあらかじめ承諾するものとします。
- 弊社は、前項の届出があったときは、契約者に対し、当該届出内容の事実を証明する書類の提示を求めることがあります。
- 弊社は、契約者が第1項の届出を怠ったことによって契約者または利用資格者に生じた損害については、一切責任を負いません。
- 第1項の変更のうち、プランの変更またはレンタル機器もしくは宅配ボックスの設置先の変更が伴う場合には、契約者は、本サービス利用契約を解約しなければならないものとします。解約にあたり、レンタル機器の扱いについては、第18条に従うものとします。

## 第11条（利用料金）

- 契約者は、本サービスの月額の基本利用料金（以下「月額利用料金」といいます）、宅配ボックスの販売代金および初期費用として、また、追加機器の購入を希望する場合は追加料金として、別紙の料金表で規定する金額を、弊社が別途定める方法にて支払うものとします。
- 月額利用料金は、月毎に定められるものとし、利用開始日の属する月から発生するものとします。なお、利用開始日が、当該月の中途であった場合でも、当該月における月額利用料金の日割計算は行わないものとします。

3. 弊社は、契約者に対して、代金回収業者を通じて月額利用料金を請求することができるものとします。
4. 契約者は、月額利用料金の支払いを遅延したときは、遅延した金額について支払期日の翌日から支払済みに至るまで年14.6%の割合による遅延損害金を弊社に支払うものとします。

## 第12条（弊社が行う契約解除）

1. 弊社は、次のいずれかに該当するときは、契約者に事前に通知することなく、直ちに本サービス利用契約の全部または一部を解除することができるものとします。
  - (1) 本サービス利用契約成立後に、第6条各号に該当する事由、その他弊社が本サービス利用契約の締結を拒否すべき事由が判明したとき。
  - (2) 弊社がレンタル機器または宅配ボックスを配送先へ発送等（第16条第3項または第17条第3項の規定に基づき、レンタル機器または宅配ボックスを交換する場合を含みます）したにもかかわらず、一定期間を経過してもなお当該レンタル機器または宅配ボックスの設置作業が完了しなかったとき。
  - (3) 契約者が、第14条第6項各号および第20条第1項各号に規定する禁止行為を行ったとき。
  - (4) 第14条第1項で定める弊社が委託する設置業者による設置先へのレンタル機器または宅配ボックスの設置にあたり、訪問日の調整を求める連絡に対して、15日以上連絡が取れなかったとき、または設置業者と訪問日の調整を行ったにもかかわらず当日不在が複数回発生したとき。
  - (5) 契約者等が本規約または諸規定等に違反したとき。
2. 前項による本サービス利用契約の全部または一部の解除は、弊社の契約者に対する損害の賠償請求を妨げないものとし、弊社は、本条に基づき弊社が行った行為により契約者等に生じた損害について一切の責任を負いません。

## 第13条（契約者による本サービス利用契約の解約）

1. 契約者は、弊社が別途定める手続に従い、本サービス利用契約を解約することができます。
2. 本サービス利用契約の解約は、契約者が解約の申込みを行った日が属する月の末日をもって成立するものとします。
3. 前2項の定めにかかわらず、契約者が接続サービスを解約し、当該接続サービスの利用資格を失った場合、本サービスの利用契約は、当該接続サービスの利用資格を失った日が属する月の末日をもって解約されるものとします。

## 第14条（レンタル機器および宅配ボックスの取扱い）

1. 弊社は、本サービス利用契約の申込みを承諾したときは、設置先に弊社が指定するレンタル機器および宅配ボックスを弊社が別途指定する設置業者に委託することにより、設置するものとします。
2. 契約者は、設置先にレンタル機器および宅配ボックスを設置することについて、同意するものとし、あらかじめ居住者および建物の権利者の承諾を得るものとします。
3. 契約者等は、レンタル機器を善良なる管理者の注意をもって使用および保管するものとします。
4. 契約者等は、本サービス利用契約の契約期間中、常にレンタル機器を電源に接続し、通信機能を有するものは通信が可能な状態を維持する等、本サービスが正常に提供される状態を保つものとします。
5. 契約者等は、本サービス利用契約の期間中、弊社がレンタル機器の通信状況等の監視を遠隔にて行う場合があることを承諾するものとします。
6. 契約者等は、次の各号に掲げる行為を行ってはならないものとします。
  - (1) レンタル機器を第三者に譲渡若しくは転貸し、または担保の用に供すること。
  - (2) レンタル機器を日本国外に持ち出すこと。

- (3) レンタル機器を分解、解析、改造、改変若しくは損壊し、またはその他の方法によりその原状を変更すること。
- (4) レンタル機器に搭載されているソフトウェア若しくはプログラム、別途ダウンロードするソフトウェア若しくはプログラムの全部若しくは一部を複製若しくは改変し、または第三者に譲渡し若しくは使用権を設定し、または弊社若しくは第三者の所有権、知的財産権その他の権利を侵害すること。

#### 第15条（レンタル機器の滅失等）

1. 契約者等は、レンタル機器が滅失若しくは紛失したとき若しくは盗難されたとき（以下、あわせて「滅失等」といいます）は、弊社に対し、速やかにその旨を連絡するものとします。
2. レンタル機器の滅失等が弊社の責めに帰すことができない事由による場合には、契約者は、別紙の料金表の5.で規定する機器損害金を弊社に支払うものとします。この場合、弊社は本サービス利用契約を終了させることができるものとします。

#### 第16条（初期不良）

1. 契約者等の責めに帰すことができない事由により、設置当初からレンタル機器もしくは宅配ボックスが正常に動作しない場合または配送中にレンタル機器、宅配ボックスもしくは追加機器に故障もしくは毀損が生じた場合（以下「初期不良」といいます）には、契約者等は、弊社に対し、当該レンタル機器、当該宅配ボックスまたは当該追加機器の受領後7日以内にその旨を通知するものとします。
2. 契約者等は、初期不良が生じたレンタル機器、宅配ボックスもしくは追加機器を、前項の通知後速やかに弊社が指定する場所に返却するものとします。
3. 弊社は、契約者等から初期不良が生じたレンタル機器、宅配ボックスもしくは追加機器の返却を受けたときは、遅滞なく初期不良の有無を確認するものとし、確認の結果、初期不良と認めるときは、同一のレンタル機器、宅配ボックスもしくは追加機器と交換するものとします。
4. 初期不良が生じたレンタル機器、宅配ボックスもしくは追加機器の返却および交換品の配送に要する費用は、弊社が負担するものとします。

#### 第17条（保証）

1. 前条第1項の期間経過後、契約者等の責めに帰すことができない事由により、レンタル機器、宅配ボックスもしくは追加機器が正常に動作しない場合またはレンタル機器、宅配ボックスもしくは追加機器に故障もしくは毀損が生じた場合（以下「故障等」といいます）には、契約者等は、弊社に対し、速やかにその旨を通知するものとします。
2. 契約者等は、故障等が生じたレンタル機器または追加機器内のファイルおよびプログラム（契約者が作成したファイル、インターネットもしくはパスワードその他の設定、または契約者若しくは利用資格者がインストールしたアプリケーションもしくは音楽データなどを含みますが、これらに限られません。以下同じとします）のバックアップを作成するとともに、当該レンタル機器または当該追加機器を、前項の通知後速やかに弊社が指定する場所に返却するものとします。
3. 弊社は、契約者等から故障等が生じたレンタル機器、宅配ボックスまたは追加機器の返却を受けたときは、本サービス利用契約の有効期間内に限り、レンタル機器、宅配ボックスまたは追加機器の修理または交換を行うものとします。この場合において、契約者等は、レンタル機器または追加機器内のファイルおよびプログラムはすべて消去されることにあらかじめ同意するものとし、弊社は、当該レンタル機器または追加機器内のファイルおよびプログラムの消失によって契約者に生じた損害については一切責任を負いません。
4. 前項の規定にかかわらず、弊社が契約者等からレンタル機器、宅配ボックスまたは追加機器の返却を受ける

前に、やむを得ず新たなレンタル機器、宅配ボックスまたは追加機器を交換品として送付した場合において、契約者等が返却すべきレンタル機器、宅配ボックスまたは追加機器を返却しない場合、契約者は、弊社に対し、直ちに別紙の料金表の5. に定める機器損害金を支払うものとします。

5. 前項の規定にかかわらず、弊社は、次の各号のいずれかに該当するときは、レンタル機器、宅配ボックスまたは追加機器の修理または交換を行わない場合があります
  - (1) 弊社または弊社が指定する修理会社以外で修理を行われたとき。
  - (2) 故障等の症状が確認できないとき。
  - (3) 修理ができないとき。
  - (4) 部品交換を伴わない点検もしくは調整その他の作業または手直し作業。
  - (5) 消耗部品の交換。
  - (6) プログラム、データもしくはアプリケーション等のソフトウェアの障害（ウィルス感染を含みます）、レンタル機器または宅配ボックスの装飾品、レンタル機器または宅配ボックスに付随する周辺機器若しくはアクセサリー等、レンタル機器または宅配ボックス以外に生じた故障等またはこれらに起因するレンタル機器または宅配ボックスの故障等。
  - (7) かき傷、すり傷、かけ傷、汚れ、しみ又は焦げ等レンタル機器の機能に直接関係のない外形上の損傷。
  - (8) 直接または間接であるとを問わず、次に掲げる事由によって生じた故障等。
    - (ア) 使用上の誤り又は不注意な取扱い（電池の液漏れを含みます）。
    - (イ) 不当な修理又は加工若しくは改造。
    - (ウ) レンタル機器、宅配ボックスまたは追加機器の摩耗、使用による品質もしくは機能の低下、虫害、ねずみ食いまたは性質による蒸れ、かび、変質、変色、さび若しくは腐蝕。
    - (エ) 火災、地震、風水害、落雷その他の天災地変、ガス害、塩害その他の公害または異常電圧。
    - (オ) 電波障害または通信回線の異常。
    - (カ) 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。
    - (キ) 盗難、紛失または置き忘れ。
    - (ク) 詐欺、横領または第三者の加害行為。

#### 第18条（レンタル機器の返却）

1. 本サービス利用契約が終了したときは、契約者は、レンタル機器を、内部のファイルおよびプログラムを削除する等して原状に復したうえ、弊社が別途指定する回収方法により、弊社に返却するものとします。なお、返却にかかる配送料金は契約者負担とします。
2. レンタル機器の内部にファイルおよびプログラムが残存していた場合、弊社は、契約者に対して何ら通知することなく、これを廃棄または処分することができるものとし、契約者は、弊社に対し、何らの請求をしないものとします。
3. 契約者から返却されたレンタル機器とともに弊社が貸与したレンタル機器以外の物品が付されていた場合には、付されていた物品にかかる所有権その他一切の権利を放棄したものとみなし、弊社は、契約者に対して何ら通知することなく、これを廃棄または処分することができるものとし、契約者は、弊社に対し、何らの請求をしないものとします。
4. 契約者は、本条に定める方法によりレンタル機器を返却しないときまたは弊社の責めに帰することができない事由による故障等によりレンタル機器を原状に復することができないときは、弊社に対し、直ちに別紙の料金表の5. に定める機器損害金を支払うものとします。

#### 第19条（宅配ボックスおよび追加機器の所有権）

宅配ボックスおよび追加機器の所有権は、契約者が弊社に対する宅配ボックスおよび追加機器の売買代金全額の支払いを完了した時点をもって、弊社から契約者に移転するものとします。なお、契約者は、宅配ボックスまたは追加機器の所有権移転前においては、宅配ボックスまたは追加機器を担保に供し、譲渡し、又は転売することができないものとします。

## 第20条（禁止事項）

1. 契約者等は、会員規約等に定める他、本サービスに関して次の行為を行ってはならないものとします。
  - (1) 本サービスを営業目的で利用する行為または自己以外の第三者に本サービスを利用させる行為。
  - (2) レンタル機器、宅配ボックス、追加機器およびスマートフォンアプリを本規約等に違反する方法または違反するおそれのある方法で利用し、または使用する行為。
  - (3) 本サービスの利用に際し、第三者に支障を与える行為。
  - (4) 本サービスに含まれるプログラムについて、複写、複製、改変、ネットワーク上へのアップロード、送信または頒布をする行為。
  - (5) 本サービスの全部または一部について、逆アセンブル若しくは逆コンパイル等のソースコード解析作業をする行為。
  - (6) 前各号に定める行為を助長する行為。
  - (7) 前各号に該当するおそれがあると当社が合理的に判断する行為。
  - (8) その他、当社が不適切と合理的に判断する行為。
2. 当社は、何人に対しても、前項に定める契約者等の行為が行われないよう監視し、またはこれを阻止する等の義務を負わないものとします。

## 第21条（本サービスの変更、追加または廃止）

弊社は、理由の如何を問わず、契約者に事前の通知をすることなく、本サービスの全部又は一部の変更、追加又は廃止ができるものとします。但し、本規約の変更を伴う本サービスの内容の変更、追加若しくは削除を行う場合には、弊社は自らが適当と判断する方法で、事前に本サービスを利用する契約者にその旨を通知又は弊社が別途定めるウェブページ上に掲示するものとします。

## 第22条（第三者への委託）

弊社は、本規約に基づく弊社の業務の全部または一部を第三者に委託して行わせることができるものとします。

## 第23条（免責）

弊社は、本サービスが契約者等の特定の目的に適合すること、期待する機能・商品的価値・正確性・有用性をすること、契約者等による本サービスの利用が契約者等に適用のある法令に適合すること、および不具合が生じないことについて、何ら保証するものではありません。

## 第24条（責任の制限）

1. 本サービスの提供に関し、契約者等に損害が生じた場合には、契約者から受領する月額利用料金を上限とし、弊社はこれを賠償するものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、弊社は、本サービスの提供に関し、以下に定める契約者等に生じた損害については一切責任を負いません。
  - (1) 弊社の責めに帰することができない事由から生じた損害。

- (2) 弊社の予見の有無にかかわらず、特別の事情から生じた損害。
  - (3) レンタル機器または宅配ボックスの故障等または滅失等に起因して生じた次に掲げる損害。
    - (ア) 身体的または精神的損害。
    - (イ) レンタル機器または宅配ボックス以外の財物（ソフトウェアを含みます）に生じた損害。
    - (ウ) レンタル機器または宅配ボックスが使用できなかつことによって生じた損害。
  - (4) 逸失利益。
  - (5) 情報の消失、毀損等による損害。
3. 弊社の故意又は重大な過失により契約者等に損害が生じた場合には、前2項の規定は適用しません。ただし、契約者等が法人および個人事業主の場合にはこの限りではありません。

## 第25条（反社会的勢力の排除）

- 1. 契約者は、自らが反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ利用契約期間中該当しないことを保証するものとします。なお、本条において「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、暴力団密接関係者およびその他の暴力的な要求行為若しくは法的な責任を超えた不当要求を行う集団または個人をいいます。
- 2. 契約者は、本サービスの利用に関して、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを、保証するものとします。
  - (1) 暴力的な要求行為。
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
  - (3) 脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
  - (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて他方当事者の信用を棄損し、または他方当事者の業務を妨害する行為。
  - (5) その他前各号に準ずる行為。
- 3. 弊社は、契約者が前二項の表明・保証に違反した場合、または、本契約の履行が反社会的勢力の活動を助長し若しくは反社会的勢力の運営に資すると判明した場合には、かかる事由が生じた時点以降いつ何時においても、何らの催告を要することなく、利用契約の全部または一部を解除できるものとします。
- 4. 前項の規定に基づき弊社が利用契約の全部または一部を解除した場合、契約者は、当該利用契約の全部または一部を解除したことによりて契約者に損害が生じた場合であっても、何らこれを賠償ないし補償することを要しないものとします。

本表で定める各種料金は、弊社が別途定める方法にて支払うものとします。本表で定める月額利用料金、初期費用、機器損害金については別途消費税が加算されます。

## 1. 月額利用料金

- (1) 毎月 1 日から月末日までの利用分を「1 月」として算定し、課金開始日が属する月より、サービス利用契約解約月まで暦月ごとに契約者から申し受けます。
- (2) 本サービスの解約日が、1 月の期間中であっても、月額利用料金の日割計算はいたしません。

表 1

サービスプラン	月額利用料金(税込)
NURO スマートホーム スタートプラン	2,178円 ※ 1

※ 1 スマートハブおよびスマートタグ(宅配BOX内設置用×1、携帯用×1)のレンタル費用が含まれます。

## 2. 機器販売

弊社は、表 2 で定める宅配ボックスの販売代金を契約者から申し受けます。なお、販売代金は、40ヶ月の分割払いにてお支払いただきます。ただし、消費税の計算上、表記額から算出した税込価格と実際の請求額とに差異が生じる場合がございます。分割手数料は無料です。分割払い期間中に解約（引っ越しによる解約の場合を含みます）される場合は、お支払いただいていない残債額を一括でご請求させていただきます。サービス開始日の前日までに、接続サービスの申込みキャンセルの申出があった場合、請求しません。

表 2

機器	料金(税込)
宅配ボックス	39,600円/個

## 3. 初期費用

弊社は、表 3 に定める初期費用を契約者から申し受けます。

表 3

初期費用	金額(税込)
初期費用※	10,780円

※初期費用は、契約申込時に1申込ごとに申し受けます。

## 4. 追加料金

弊社は、契約者がスマートタグの追加を希望する場合は、表 4 に定める追加料金を契約者から申し受けます。

表 4

機器	料金(税込)
追加機器	4,378円/台

## 5. 機器損害金

弊社は、次のいずれかに該当するときは、表 5 または表 6 に定める機器損害金を申し受けます。

- (1) 第 15 条第 2 項に基づき、レンタル機器が滅失等した場合。
- (2) 契約者等が、本サービス利用契約の終了後に、弊社の定める日までにレンタル機器を返却しない場合。
- (3) 契約者等が弊社に返却したレンタル機器の外観に破損または修復し難い汚損が見受けられた場合または

正常に動作しない場合。

- (4) 第17条第4項に基づき、契約者等がレンタル機器、宅配ボックスまたは追加機器を弊社が定める日までに返却しない場合。

表5

レンタル機器	機器損害金(税込)
スマートハブ	11,000円/個
スマートタグ	4,378円/台

表6

機器	機器損害金(税込)
宅配ボックス	39,600円/個
追加機器	4,378円/台

## 6. 契約継続期間内の解約にかかる手数料

契約者が、第9条で規定する契約継続期間内に本サービス利用契約を終了する場合には、弊社は、次に定める解除手数料を申し受けます。

解除手数料(税込)	10,450円
-----------	---------

## 附則：

本規約は、2017年11月1日から実施します。

2017年12月20日 一部改訂

2020年4月1日 一部改訂

2021年2月1日 一部改訂

2021年6月15日 一部改訂